

### 3 異常発生時防除の内容及び実施体制に関する事項

#### (1) 異常発生時防除の内容

法第 24 条第 1 項に基づき、農林水産大臣が指定病害虫の異常発生時であつて、その急激なまん延を防止するため、当該病害虫の異常発生時防除を行うよう指示した場合、その拡散性に基づき、以下のとおり対策を行うものとする（別表 2、3）。

別表 2 害虫の例

まん延の様式	指定害虫等の例 異常発生時防除の内容
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・適宜、化学農薬による防除を実施する。特に露地作物の場合は地域一斉に実施する。</li> <li>・可能な限り早期収穫する。</li> <li>・被害株や被害果のほか、次作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採、被害株のすき込み等を徹底する。</li> <li>・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、土壌消毒等）を徹底する。</li> </ul>
自然分散	飛翔性 （長距離飛翔性） チョウ目害虫（ヤガ類ほか） <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・可能な品目は早期収穫する。</li> <li>・被害株のほか、次期作の発生源となり得る作物残さの除去、すき込み等を徹底する。</li> </ul>
	（長距離飛翔性） いねのトビイロウンカ、コブノメイガ <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。有機農業等の栽培においては鳥類やカエル、クモ類等の天敵がほ場に発生しやすい環境を整備する。</li> </ul>
	（長距離飛翔性） 斑点米カメムシ類 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> </ul>

まん延の様式		指定害虫等の例 異常発生時防除の内容
自然分散	飛翔性	<p>(長距離飛翔性)</p> <p>だいずの吸実性カメムシ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。その際、薬液が着莢部に十分付着するように、丁寧に散布する。</li> </ul>
		<p>(短距離飛翔性)</p> <p>野菜類のコナジラミ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。</li> <li>・次期作の発生源となりうる作物残さの除去、すき込み等を徹底する。また、ほ場内やその周辺の除草の徹底や施設における蒸し込み処理を徹底する。</li> </ul>
		<p>(長距離飛翔性)</p> <p>果樹カメムシ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的に飛来状況に合わせて化学農薬による防除を実施する。</li> <li>・開口部を防虫網（4 mm 目以下）で被覆済みのハウスでは、防虫網の破損がないか点検し、破損箇所は速やかに補修する。</li> </ul>
歩行性		<p>いねのスクミリンゴガイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域ぐるみでほ場および水路の本貝の捕殺を徹底する。</li> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・次期作に向け、地域ぐるみでほ場内及び周辺の管理（冬季の耕起、泥上げ等）を徹底する。</li> </ul>
		<p>いちごのハダニ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。その際には、薬液が葉裏にも十分付着するように丁寧に散布する。</li> <li>・古葉を摘葉後に防除する。</li> <li>・摘葉した葉をほ場内に放置すると周辺株へハダニが移動するため、速やかにほ場外に持ち出し密閉処分する。</li> <li>・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（雑草の防除、施設栽培での蒸込み処理等）を徹底する。</li> </ul>
		<p>果樹のハダニ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。その際には、薬液が葉裏にも十分付着するように丁寧に散布する。</li> <li>・次期作に向け、園内および周辺の雑草管理を適切に行う。</li> </ul>

まん延の様式		指定害虫等の例 異常発生時防除の内容
自然分散	歩行性	<p>果樹のカイガラムシ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。その際には、薬液が枝葉や果実のへた部などかかりにくい部分にも十分付着するように丁寧に散布する。</li> </ul>
		<p>茶のカンザワハダニ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。その際にはすそ葉や葉裏にも十分に薬液が付着するように丁寧に散布する。</li> </ul>
人為分散	土壌	<p>いねのスクミリンゴガイ</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発生ほ場から未発生ほ場への伝搬を防ぐため、移動の際は農機具や長靴等に付着した泥等の洗浄を徹底する。</li> </ul>
	種苗	<p>果樹のカイガラムシ類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域やほ場間の種苗の移動制限を徹底する。</li> <li>・寄生部位や株の除去、被害樹の伐採等を徹底する。</li> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> </ul>

別表3 病害の例

まん延の様式	指定病害等の例 異常発生時防除の内容	
一般事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・可能な限り早期収穫する。</li> <li>・被害株や被害果のほか、次作の発生源となり得る作物残さの除去、被害樹の伐採等を徹底する。</li> <li>・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（ほ場衛生や土壌消毒等）を徹底する。</li> </ul>	
自然分散	風・水媒	<p>いねのいもち病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・追肥を行う場合は、過剰にならないよう適正量を施肥する。</li> </ul>
	伝染	<p>いちごの炭疽病 (育苗)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。</li> <li>・ほ場の見回りを徹底し、発病株およびその周辺の株は速やかに処分し、ほ場内やその周辺に放置しない。</li> <li>・葉の展開間隔にあわせて定期的に薬剤散布を実施する。特に激しい雨や台風の前、下葉除去など株を傷つけるような作業後は重点的に行う。</li> <li>・定植前までの薬剤散布や定植苗の選別を徹底し、本ぼに罹病株を持ち込まないようにする。株冷を行う場合は、入庫前までの薬剤散布と入庫時の苗の選別を徹底する。</li> <li>・次期作に向け、ほ場内及びその周辺の管理（土壌消毒等）や、健全な種苗の確保及び使用を徹底する。</li> </ul> <p>(本ぼ)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を実施する。</li> <li>・ほ場の見回りを徹底し、発病株は速やかに処分し、ほ場内やその周辺に放置しない。</li> </ul>
		<p>かきの炭疽病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・樹上で越冬した菌は翌年の感染源になるため、発病枝や発病果は除去し、ほ場外に持ち出し処分する。</li> </ul>

まん延の様式		指定病害等の例 異常発生時防除の内容
自然分散	風・水媒 伝染	かんきつのかいよう病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・樹上で越冬した菌は翌年の感染源になるため、発病枝や発病果は除去し、ほ場外に持ち出し処分する。</li> </ul>
		なしの黒星病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・発病した果そう基部、葉、果実は伝染源になるため、見つけ次第ほ場外に持ち出し、埋没等の処分を徹底する。</li> </ul>
		ぶどうのべと病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・次作の伝染源となる罹病葉や落葉を処分する。</li> <li>・化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> </ul>
		ぶどうの晩腐病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病果の速やかな除去を徹底し、適切に処分する。</li> </ul>
		キウイフルーツのかいよう病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病枝や葉は切除し、ほ場から持出して適切に処分する。</li> <li>・「ヘイワード」の発病ほ場では、主幹や主幹に近い主枝以外の発病で症状が軽い場合、発病部から前年の枝の基部まで切り戻す。</li> <li>・樹液の漏出等のかいよう症状が主幹等に発生している場合は、周囲への感染拡大を防止するため伐採する。</li> <li>・本病原菌に弱い「レインボーレッド」などの場合は、結果枝等のみの発病であっても伐採する。</li> <li>・化学農薬による防除を徹底する。</li> </ul>
		なすのすすかび病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・化学農薬による防除を徹底するとともに、換気を行い、多湿にならないよう管理する。</li> <li>・着果量の調節や、適切な肥培管理を行う。</li> <li>・発病葉はできるだけ除去し、ほ場外に持ち出し処分する。</li> </ul>
		茶の炭疽病 <ul style="list-style-type: none"> <li>・多発園では中切り、深刈り等を行い、伝染源となる病葉の除去を徹底する。</li> <li>・化学農薬による防除を実施する。</li> </ul>

まん延の様式		指定病害等の例 異常発生時防除の内容
自然分散	虫媒伝染	<p>キクえそ病及びキク茎えそ病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・媒介するアザミウマ類に対し、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> <li>・発病株は確実に抜き取り、ほ場から持ち出し適切に処分する。</li> <li>・ほ場内及び周辺雑草の管理を徹底する。</li> <li>・健全な種苗確保を徹底する。</li> </ul>
		<p>いねの縮葉枯病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に病原ウイルスを媒介するヒメトビウンカの寄生部位を残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。</li> <li>・病原ウイルスを媒介するヒメトビウンカに対して、化学農薬による防除を地域一斉に実施する。</li> </ul>
人為分散	種苗	<p>いちごの炭疽病</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発病株を一斉に除去し、ほ場内及びその周辺に残さないよう、作物残さを含めて適切な処分を徹底する。</li> <li>・化学農薬による防除を実施する。</li> <li>・健全な種苗の確保を徹底する。</li> </ul>

## **(2) 異常発生時防除の実施体制**

### **① 県関係機関**

経営技術支援課は、国から病虫害の異常発生時防除の指示を受けた際は、該当する区域の市町村、関係団体（農業協同組合、農業共済組合等）、普及指導センター及び病虫害防除所（農林業総合試験場病虫害部予察課）を参集して防除対策会議を開催する。また、異常発生時防除を行うべき地域及び期間その他必要な事項を定め、法第 24 条第 2 項に基づき、速やかに告示する。

病虫害防除所は、県内の病虫害の発生状況及び農作物の被害状況等について調査し、取りまとめる。また、異常発生時防除の指示を受けた際は、普及指導センターや J A 等関係団体に対する情報提供及び防除指導を行う。

普及指導センターは、担当地域の病虫害の発生状況及び農作物の被害状況等の把握に努める。また、異常発生時防除の指示を受けた際は、農業者に対する情報提供及び防除指導を行う。

農林業総合試験場関係部は、普及指導センター等が行う防除指導について技術的助言を行う。

### **② 市町村**

市町村は、異常発生時防除の指示を受けた際は、広報誌等を活用し、異常発生時防除について農業者に対する周知を行う。

### **③ 関係団体**

関係団体は、異常発生時防除の指示を受けた際は、県関係機関及び市町村と連携して、速やかに防除対策が実施できるよう農業者に対する情報提供及び防除指導に協力する。